

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

## IFRS (国際財務報告基準) の仕組みと影響

### ◆ IFRSとは

IFRSとは(International Financial Reporting Standards)の略で、IASB(International Accounting Standards Board、国際会計基準審議会)が公表する国際的な会計基準の総称であり、日本語では「国際財務報告基準」と訳されます。新聞等では「国際会計基準」と呼ばれることが多いですが、正確には「国際財務報告基準」となります。IFRSは、我が国においては「アイファース」と読む人が多数派のようですが、IASBでは「アイ・エフ・アール・エス」または「イファース」と読んでいます。

### ◆ IFRSの適用時期と対象企業

現在、IFRSは110以上の国で適用が強制、あるいは許容されている会計基準です。日本では、金融庁が2009年2月に、日本版ロードマップ案を含む中間報告案を公表しました。この中間報告案は、日本におけるIFRSの適用に向けての工程表とでもいうべきものです。

これによると日本での強制適用については、少なくとも3年の準備期間が必要になるとして、実施の是非を2012年までに判断した場合、2015年または2016年には適用開始になるとの考えを示しています。

また、対象となるのは「上場企業の連結財務諸表」で、非上場企業については強制適用の対象にはなりません。ただし、非上場企業へも任意ではありますが、このIFRSでの財務報告を認めるかどうかについては今後検討される予定です。

### ◆ IFRSの適用によるメリット・デメリット

IFRSを適用するということは、世界の企業と同じ土俵に入ることになります。大きなメリットが得られる反面、これまでの会計基準と全く異なる価値観に基づき処理されるものなので、導入には一時的にコストが発生するなどのデメリットも発生します。IFRS適用により得られるメリットと、起こり得るデメリットは以下のようなものが考えられます。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>●世界の投資家からの投資が促進されること</li> <li>●競合他社との比較可能性が高まること</li> <li>●資金調達、海外上場が容易になること</li> <li>●会社に対する評価が高まる可能性があること</li> <li>●財務報告、海外子会社管理をより効果的・効率的に実施可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世界の投資家からの厳しい目にさらされること</li> <li>●日本基準からの切替えに時間とコストが必要</li> <li>●個別注記がより詳細に求められ、開示義務が強化</li> </ul>

### ◆ IFRSの財務諸表と特徴

IFRSの財務諸表は日本基準と同様に4つの書類で構成され、名称が一部異なり、実際の科目の配列や名称も違いがあります。形式的には、右図のようにIFRS財務諸表も日本基準の財務諸表も大きな差異はありません。

なお、IFRSの財務諸表の特徴は、以下のようなものがあります。

- 基本的な財務諸表は日本と同じ
- 名称が一部異なるが、日本と同様の名称の使用も可能
- 定型フォーマットが無い
- 各企業で、会計的観点からどのような開示が投資家にとって望ましいかを判断して開示するかの検討が必要となります
- 注記など、財務諸表の内容をより深く理解するための記述が多く要求される
- 「簿記」の知識では対応できず、「会計」の知識が必要(より経営やIRの観点からの対応が求められることになる)

日本基準による構成		IFRS財務諸表の構成
●貸借対照表	⇒	●期末時点の財政状態計算書
●損益計算書	⇒	●包括利益計算書
●株主資本等変動計算書	⇒	●株主持分変動計算書
●キャッシュフロー計算書	⇒	●キャッシュフロー計算書

**CONTENTS**

**IFRS (国際財務報告基準)**  
 の仕組みと影響 ……P. 1

**民間給与が今年も減少！** ……P. 2

**One Point** ……P. 2

**新後期高齢者医療**  
 骨格まとまる ……P. 3

**不動産基礎知識**  
 (住宅ローンについて/前編) ……P. 4

**ASAK 経営実践セミナー**  
 のご案内 ……P. 5

**10月度の税務スケジュール** ……P. 5

**今月の名言録** ……P. 6

**編集後記** ……P. 6

## 民間給与が今年も減少！ 89年水準に！

民間企業に勤める人が2009年の1年間に得た平均給与は、約406万円で、前年から23万7千円(5.5%)減少したことが国税庁の民間給与実態統計調査からわかりました。

1949年に統計を取り始めて以来、減少率と下落額は過去最大を記録し、昨今の景気情勢を反映した調査結果になっています。

平均給与は、1989年の402万4千円と同水準で、給与がピークだった1997年の467万3千円から61万4千円下がっています。

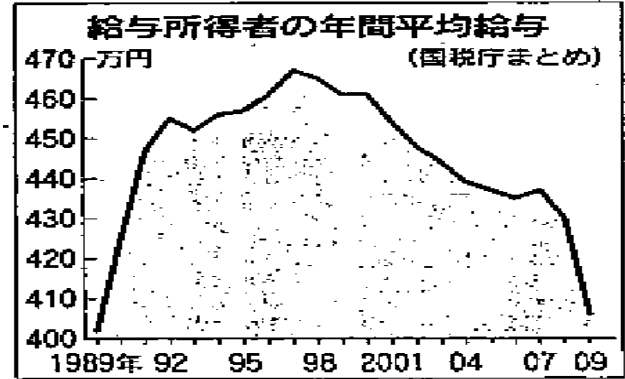
この調査は、国税庁が抽出した民間企業約2万社で働くパートや派遣労働者を含む約28万2千人の給与から推計したのですが、団塊世代の大量退職とともに、2008年秋のリーマン・ショックで正社員雇用を守るために行った給与・賞与のカットが大きく影響したようです。

その内訳は、「給料・手当」が、前年比15万3千円(4.2%)減の350万円、企業業績の影響をより受けやすい「賞与」は、8万5千円(13.2%)減の56万円で、その減少率・下落額ともに過去の最大となりました。

業種別の平均給与は、「電気・ガス・熱供給・水道業」が630万円でトップ、次に「金融業・保険業」625万円と続いたが、いずれも前年比では減少しています。なお、最も減少率が大きかったのは「製造業」で10.3%減の444万円です。ちなみに、唯一増加した業種は、「不動産業・物品賃貸業」の389万円で、3.2%増加しています。

民間企業に2009年1年間に勤務した給与所得者は4506万人で、前年より82万人(1.8%)減と、こちらも過去最大の落ち込みを記録しています。また、男女別でも、男性が2719万人、女性が1786万人で、いずれも前年比で減少しています。

給与額の人数分布をみると、「300万円以下」の割合は、前年の39.7%から、42.0%へ増加していますが、一方で「500万円超1000万円以下」は24.7%から22.4%へ、「1000万円超」も4.9%から3.9%に減少しています。



順位	区分	平成21年分平均給与	
		万円	対前年伸び率 %
1	(業種) 電気・ガス・熱供給・水道業	630	▲6.7
2	金融業、保険業	625	▲3.7
3	情報通信業	567	▲8.0
4	学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業	505	▲1.9
5	製造業	444	▲10.3
6	建設業	433	▲2.5
7	運輸業、郵便業	413	▲4.0
8	複合サービス事業	402	▲1.7
9	医療、福祉	392	▲2.0
10	不動産業、物品賃貸業	389	3.2
11	卸売業、小売業	353	▲6.6
12	サービス業	318	▲5.9
13	農林水産・鉱業	295	▲4.8
14	宿泊業、飲食サービス業	241	▲3.6
	平均	406	▲5.5

### One Point

## 社員旅行における会社負担分の処理は？

秋の行楽シーズンに社員旅行を計画している会社は多いと思います。社員同士の相互交流やレクリエーションのために、毎年の恒例行事として開催されています。

会社が社員旅行を実施する場合、旅行費用の一部を会社が負担するケースがほとんどです。社員旅行は、社員の慰安のために行われるものなので、その費用については福利厚生費として処理することができます。但し、場合によっては、従業員への給与となることもあるので要注意です。

基本的には、

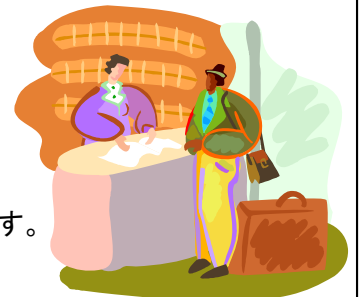
- ① 社員旅行の日程が4泊5日以内(海外旅行の場合は、旅行先での滞在日数が4泊5日以内)
- ② 全従業員の50%以上が旅行に参加——などの要件を満たしていれば、給与課税されることはありません。

しかし、過度に贅沢な社員旅行となれば話は別です。社会通念上、一般的な旅行費用の範囲内でなければ、会社負担の費用部分は給与課税されてしまうと考える方がよいでしょう。

ところで、どうしても都合がつかず社員旅行に参加できない社員に対して、会社が旅行費用の負担に代えて金銭を支給するケースがありますが、この場合、税務上の取り扱いが大きく変わってくるので注意が必要です。

旅行に参加できなかった社員に支給した金銭は給与として取り扱うこととなりますが、同時に旅行の参加、不参加を問わず、すべての社員に対し、その支給した金額の分だけ給与を支払ったこととされてしまいます。

たった一人の社員への“便宜”が全社員への“被害”につながってしまうので気を付けましょう。



## 新後期高齢者医療、骨格まとまる

2013年度からの導入を目指す新しい高齢者医療制度の骨格が8月20日まとまりました。75歳以上が対象の後期高齢者医療制度(後期医療)で批判を浴びた年齢による区分をやめ、現役世代と同じ保険に加入することが柱。

一部の高齢者は負担が軽減される一方、制度を維持するには公費の増額が必要になってきそうです。

後期医療廃止後の制度を検討している厚生労働省の高齢者医療制度改革会議が同日、とりまとめたところによると、サラリーマン家庭の高齢者約200万人は健康保険組合など被用者保険に、残り約1200万人は国民健康保険(国保)に入ることとなります。

なお、財政を安定させるため、国保の運営は将来的に都道府県単位に広域化する方針も盛り込まれています。

新制度に移行すると、高齢者には利点が出てきそうです。現行では、75歳になると自動的に後期医療に加入させられますが、新制度では保険証を切り替える必要がなくなるようです。

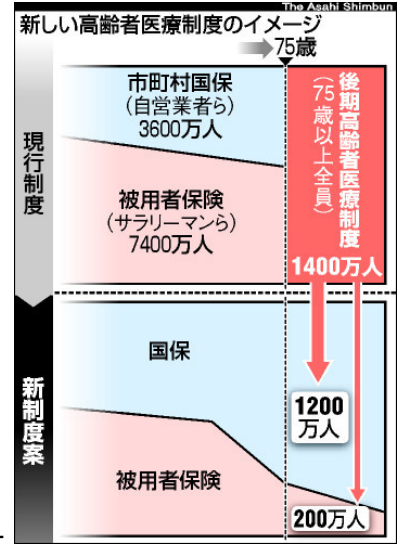
国保では保険料を世帯主が全員の分をまとめて払うため、扶養される高齢者は保険料を払わなくて済みます。被用者保険で扶養されている家族の負担もなくなります。

ただ、こうした高齢者の負担が軽減された分の穴埋めは、公費や現役世代で負担することになりますが、その負担のあり方は骨格では示されませんでした。9月以降に出る財政影響の試算を受けて決めるためのようです。09年度の医療費(35兆円)のうち75歳以上は全体の34%を占めます。25年度には国民医療費56兆円のうち半分近くが75歳以上という試算があり、負担のあり方は今後の最大の焦点となりそうです。

運営主体をどこが担うかも調整が必要で、現在、市町村が運営する国保は、無職世帯が4割を占めており、赤字財政に苦しんでいます。高齢者が加入すれば財政悪化は必至です。

このため、国保の財政運営では、当面は75歳以上か65歳以上について都道府県単位とし、段階的に全年齢を対象にする方針です。しかし、改革会議メンバーである神田真秋・愛知県知事は20日、「最終的な財政責任は国が負うべきだ」とする意見書を出すなど、都道府県に責任を押しつけられることを警戒しています。

「ねじれ国会」も新制度に影を落としています。13年度から導入するには来年の通常国会で関連法を成立させなければなりません。自民党は反対しており見通しが立っていないのが現状のため、今後の動向にも注意が必要です。



(asahi.comより)

### ◆ 窓口負担見直し、2割に引き上げへ

そんな中、厚生労働省は10月2日、新たな高齢者医療制度で、医療機関の窓口で支払う患者の自己負担割合について、現在は暫定的に1割となっている70～74歳の負担を見直し、早ければ13年度から段階的に2割負担に引き上げる方針を固めました。

ただ、負担増には政府、与党内にも慎重な意見があり、調整は難航しそうです。

新制度では現役世代の負担増が避けられない見通しとなったことから、厚労省は高齢者にも応分の負担を求めることとし、高齢者の窓口負担は総額で1700億円増える一方、公費投入は同程度減ると試算しています。

厚労省の方針では、早ければ13年度に70歳を迎えた人(10年度に67歳)から引き上げを開始。5年間かけて年度経過ごとに順次、70歳になる人へ対象を広げ、70～74歳の全体が2割負担となるのは17年度の見通しです。

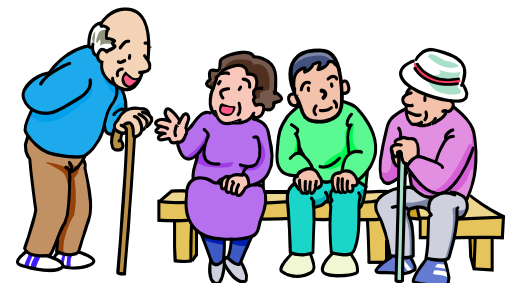
なお、現在68歳以上の人は1割負担のままとなりそうです。

方針通り見直されれば、高齢者の窓口負担は、一般的な所得の人で (1)75歳以上が1割 (2)70～74歳が2割 (3)69歳以下は3割一と整理されます。

ただ、70歳以上でも課税所得が145万円以上で、かつ夫婦の合計年収が520万円以上(単身は年収383万円以上)の世帯は「現役並み所得」と扱われ、現行通り3割負担となります。

### ◆ 国保の上限、引き上げへ

厚生労働省は自営業者らが加入し、市町村ごとに運営する国民健康保険についても、高所得者層の負担上限を引き上げ、中所得層の保険料負担を軽減する方針を固めました。2011年度から介護保険料を含めた年間の負担上限額を2～4万円引上げて最大77万円とし、その分を原資に中所得層の保険料引き下げにつなげていくようです。中小企業の会社員の負担上限は108万円で、医療保険制度の間で異なる負担格差を是正する狙いもあるようです。



## 不動産基礎知識(住宅ローンについて/前編)

住宅は一生涯を通じて何度も経験し得ない高価な買い物です。そして、特にライフプランにおいて「住宅資金」は、「教育資金」「老後資金」と合わせて、「人生の3大資金」とも言われます。従って、人生で大きな資金が必要となるのは、住宅取得時だけではないことを念頭においたうえで、資金計画を立て、住宅ローンを選択することが重要といえます。

そこで今回は、適切な資金計画を立てるために住宅ローンのしくみと特徴について考えてみましょう。

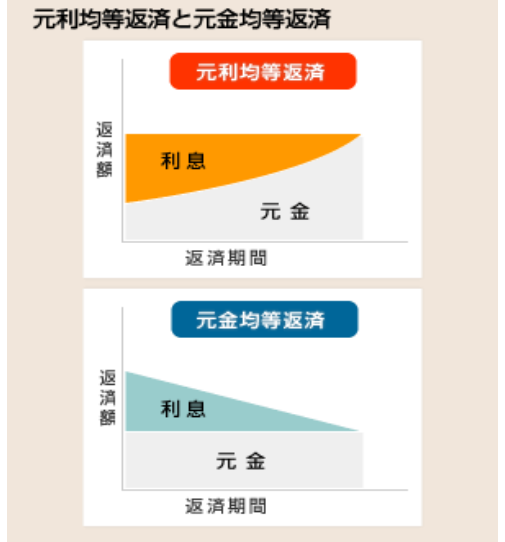
### ◆ 元利均等返済と元金均等返済の相違点

元金と利息の返済方法には大きく分けて2種類あります。毎回返済する「元金と利息」の合計額を一定になるように設定したものが「元利均等返済」、毎回返済する元金の返済額を一定にしたものが「元金均等返済」です。

元利均等返済は、毎月の返済額が一定となるため、家計の予定を立てやすくなりますが、元金均等返済と比較すると元金の返済ペースが遅く、借入期間が同じであれば、元利均等返済の方が総支払額は多くなります。

一方、元金均等返済では、元金の返済を早く進められるというメリットはありますが、借入当初の毎月の返済額が多くなってしまいます。ただし、当初の返済負担を重くしても、早く元金の返済を進めていきたいという場合には、元金均等返済を選択した方が有利です。

なお、元利均等返済の住宅ローンしか扱っていない金融機関も多いので、借り入れを検討する際には各金融機関の住宅ローン商品について早めに確認しておきましょう。



### ◆ 金利のタイプとは

住宅ローンを選択するうえで重要ポイントの一つが、金利です。通常、目先の金利水準で住宅ローンを選びがちですが、金利には、主に3つのタイプがあることを確認しておきましょう。将来的に金利が変わらない(=返済額が一定)のものもあれば、返済途中でも金利が変わる(=返済額が増減する)ものもあります。資金計画を立てるうえでは、ご自分のライフプランに合った金利のタイプを選択することが大切です。

	固定金利タイプ	変動金利タイプ	
	全期間固定金利型	固定金利期間選択型	変動金利型
特徴	借入れ時の金利が全返済期間を通じて変わらないタイプ 	「当初3年間〇%」など、一定期間に固定金利が適用されるタイプ 	金融情勢の変化に伴い返済の途中でも定期的に金利が変動するタイプ 
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入れ後に金利が上昇しても、将来にわたり借入れ時の金利による返済額が確定している。</li> <li>借入れ時に返済期間全体の返済計画が確定している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定金利期間中は返済額を確定できる。</li> <li>借入れ後に金利が低下すると、返済額が減少する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入れ後に金利が低下すると、返済額が減少する。</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的に、金利固定期間に金利の上昇が想定されるような場合には、変動金利型等よりも当初の適用金利は高くなる傾向がある。</li> <li>借入れ後に金利が低下しても返済額が変わらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入れ後に金利が上昇すると、返済額が増加する。</li> <li>借入れ時に固定金利期間終了後の返済額が確定しないので、返済計画が立てにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入れ後に金利が上昇すると、返済額が増加する。</li> <li>借入れ時に将来の返済額が未確定のため、返済計画が立てにくい</li> </ul>

## ASAK 経営実践セミナーのご案内



### ～ 決算書の勘所！ 最低限おさえるべきポイントは？ ～

自社において毎年作成される「決算書」、あるいは、紙上で公開される上場企業の決算書など、日頃さまざまな形でご覧になられたことがあると思います。もちろん、何度かその見方についてもレクチャーを受ける機会もあったかと思いますが、今一度、そのポイントについて学習されてみてはいかがでしょうか？

今回は、決算書を利用して、そのおさえるべきポイントや簡単な経営分析の手法について解説させていただきます。景気がなかなか上昇しない中で、金融機関を中心に取引会社

の与信管理が強化され、よりシビアな視点で審査されることが予測されています。そのためにも自社の強み・弱みをしっかりとおさえて対処していくことが望まれます。

是非、皆様のご参加の程お待ち申し上げます。

なお、セミナー講義の終了後に、ご参加頂いた方々相互の交流の場として、近隣の飲食店（費用は実費）にてご歓談頂く時間を設けさせていただきましたので、新たな交流の場として、ご活用いただければ幸いです。

※ 当日の構成上、詳細な内容に関しては余儀なく変更する場合がございますのでご了承ください

#### 【予定している主な内容】

- ・決算書の基礎知識
- ・経営分析とは？
- ・金融機関は何を見ているのか？
- ・会社の財務改善のポイント など

日時 11月10日(水) 18:30～20:00  
 (セミナー終了後 懇親会予定していますので是非ご参加ください)

講師 ASAK 浅岡会計事務所 所長 浅岡 和彦

場所 名古屋都市センター(金山) 第4会議室  
 (名古屋市中区金山町一丁目1番1号 金山南ビル14階)

会費 1,000円 (会場・資料代含む)

定員 20名 人数限定のため、お早めにお申し込みください。

申込 10月31(日)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。  
 e-mail: info@asak.jp TEL: 052-331-0135・0145



## 10月度の税務スケジュール

内 容	期 限
9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 10月 12日(火)
特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	10月 15日(金)
8月決算法人の確定申告	申 告 期 限 11月 1日(月)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 11月 1日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 11月 1日(月)
2月決算法人の中間申告(半期分)	申 告 期 限 11月 1日(月)
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・11月決算法人の3月ごとの中間申告	申 告 期 限 11月 1日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申 告 期 限 11月 1日(月)
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)	納 期 限 10月中において市町村の条例に定める日

## 今月の名言録

### ～ 判断と実行と ～

どんな仕事でも、仕事をやるからには判断が先立つ。

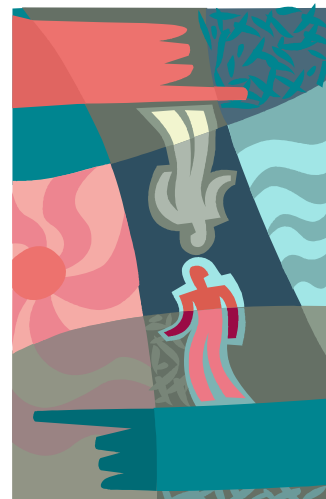
判断を誤れば、せつかくの労も実を結ばないことになる。

しかし、おたがいに神さまではないのだから、先の先まで見通して、すみからすみまで見きわめて万が一にも誤りのない100パーセント正しい判断なんてまずできるものではない。できればそれに越したことはないけれど、100パーセントはのぞめない。それは神さまだけがなし得ること。おたがい人間としては、せいぜいが60パーセントというところ。60パーセントの見通しと確信ができたならば、その判断はおおむね妥当とみるべきであろう。

そのあとは、勇気である。実行力である。

いかに適確な判断をしても、それをなしとげる勇気と実行力がなかったなら、その判断は何の意味も持たない。勇気と実行力が、60パーセントの判断で、100パーセントの確実な成果を生み出してゆくのである。

60パーセントでもよいから、おたがいに、謙虚に真剣に判断し、それを100パーセントにする果敢な勇気と実行力とを持ちつけてゆきたいものである。  
(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所)



## 編集後記

秋と言えば、みなさんは何を思い浮かべるでしょうか？

読書の秋、食欲の秋、芸術の秋、実りの秋、スポーツの秋、等々。秋は、夏の暑さがやわらぎ、過ごしやすくなる季節ですね。各地でも運動会が始まったり、遠足があったり、秋祭りが開催されたり。いろんな世代で楽しめる季節でもあります。

私の実家の方でも、秋になると周辺の山々が紅葉で染まり、稲刈りと秋祭りが始まります。1年で最も美しく、賑やかな季節かもしれません。小さい頃から、稲刈りの手伝いや秋祭りの練習など季節感のある過ごし方をしてきた私ですが、最近では、季節感の感じられるようなことは、ほとんど無くなってしまいました。

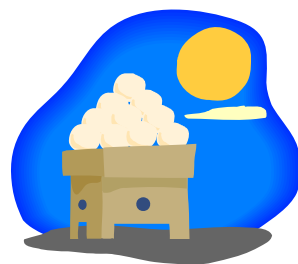
季節の境目に、あれしよう、これしようとするんですが、結局何もできなかったということが考えてみると結構あるんです。例えば夏の初めに、今年は海に行こうって思ってたのに結局行けなかったり、冬の初めに、ボードに行こうって思ってたのに行けなかったり。

みなさんもそんな経験、ないですか？

忙しい毎日の中で、少しでも季節感のあることをしてみたいものです。

秋の晴れた空は高く澄み渡り、俗に天高く馬肥ゆる秋ともいわれ、夜が長くなり、月や星を賞でたり、読書や夜なべにいそしんだりする。私にとって今年の秋は「勉強の秋」かな。

(牧山 真一)



## 事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL:052-331-0135

052-331-0145

FAX:052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、  
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士  
不動産鑑定士  
社会保険労務士

浅岡 和彦  
佐々木 勝己  
松永 裕美

